

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

埼玉県

2 構造改革特別区域の名称

埼玉県はばたく I T 人材特区

3 構造改革特別区域の範囲

埼玉県の全域

4 構造改革特別区域の特性

本県は、関東平野の中心に位置し、豊かな自然に恵まれる一方で、全域が首都東京の中心から 100 km の圏内に含まれ、交通の利便性が高い。こうしたことから、野菜を中心とする都市近郊型農業や、輸送機械、電気機械をはじめとする製造業に加え、商業及びサービス業に至るまで多様な産業が息づいている。

また、本県は 700 万人を超える人口を擁しているが、その平均年齢が全国で 2 番目に若く（平成 12 年国勢調査）、夢と発展の可能性に満ちあふれている。

近年、我が国の高度情報化、経済のサービス化の進展とともに、県内の事業所数および就業者数ともに第三次産業の割合が高まってきた。しかしながら、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業については、事業所数・従業者数とも増加傾向にあるものの、近隣の同規模県と比較すると従業者数が少ない。県内のソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業の従業者は 13,036 人（全国シェア 1.5%）（平成 16 年事業所・企業統計調査結果）に過ぎない。

一方、県内在住情報処理技術者は 62,703 人で全国シェアは 8.1%（平成 12 年国勢調査結果）であることから、多数の I T 人材が東京に流出しており、これら業種については、生産及び雇用の両面において、東京への依存度が高いと推測される。

これは、本県が東京都と極めて近いという地理的条件により、これら業種の東京都への一極集中化が進みつつある影響を、より強く受けた結果である。社会経済における I T の重要性が高まる中では、看過できない状況と言える。

こうした中で、県では、I T の利活用による『安心・安全で活力に満ちた県民生活の実現』を目標とした「新 I T 推進アクションプラン（計画期間：平成 17～19 年度）」を平成 17 年 3 月に策定し、「電子県庁の推進」と「I T を活用した施策の推進」を二本柱として情報化施策を推進している。

このうち「I T を活用した施策の推進」の具体的な施策として、まず産業面では、川口市のさいたま新産業拠点（S K I P シティ）において、映像関連産業を核とした次世代産業の導入・集積を図る「彩の国ビジュアルプラザ」や中小企業の振興や創業・ベンチャーの支援を行う「産業技術総合センター」が整備されている。また、本庄地方拠点

都市では、「職・住・遊・学」の機能を備えた魅力ある拠点都市地域の形成が進められている。

就業面でも、IT技術を持つ人材の育成を図るため、高等技術専門校における職業訓練や政府出資特別法人の（株）さいたまソフトウェアセンターにおける研修などを行っている。学校教育においても積極的にITを活用するため、県立学校におけるパソコンの整備や公立学校教員のIT指導力向上研修を実施している。

5 構造改革特別区域計画の意義

(1) 受験生の負担軽減

本県は、全国でも若者が多い県であることから、初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の受験者は高水準で推移しているが、合格率は全国とほぼ同程度で伸び悩んでおり、これは、午前と午後いずれも合格基準を満たさなければならぬことが負担となっていると思われる。

全国のデータで見ると、午後試験の基準を上回っている受験生のうち、その3分の1が午前試験の結果により不合格となっており、特例措置の適用により、こうした受験生の負担が軽減され、合格者の増加が見込まれる。

(2) 県内情報処理教育の充実

県内の各種学校、専門学校においては、地域に根ざしつつ時代に即応した実践的なIT人材を育成する教育が行われているが、特例措置を活用した高度なITスキルを体系的に身につけることができる講座が開設されることにより、教育内容がさらに充実する。

また、受験機会を増加させることなどにより、生徒が国家資格試験を身近な目標として取り組むことができることから、目的意識を持って専門的知識を習得する生徒の増加が期待できる。

県内高等学校についても、国家資格試験を核とするカリキュラムの体系化などにより、教育内容の充実することが期待されるとともに、基本的な知識を土台とした発展的な科目を設置することによって、生徒の科目選択の幅が拡がり多様化が進む。

また、国家資格が、生徒が将来の就職先を主体的に選択する重要な手がかりとなることから、高等学校が的確な進路指導を行うことや、生徒の職業意識の醸成が促進され、学校教育が活性化する。

(3) 地元企業へのIT人材供給

本県はかつて高度成長期に、製造業が飛躍的に成長を遂げ、現在も多数の工場・事業所が立地している。また、近年は、様々なサービス業も発展している。

企業のIT化の進展と競争の激化に伴い、確かなスキルを持った情報処理技術者に対する県内企業からの需要は高いことから、県内教育機関がこうした資格を持った人材を輩出する意義は極めて大きい。

6 構造改革特別区域計画の目標

今回申請する「埼玉県はばたくIT人材特区」は、「ITの利活用による『安心・安

全で活力に満ちた県民生活の実現』」に向け、積極的に試験に挑戦する学生及び生徒の増加と、高度なITスキルを持った人材輩出に結びつく合格者数の増加を、目標として掲げる。

(1) 県内教育機関からの受験者数の増

県内教育機関が特例措置による講座を開設することにより、情報処理に関する科目に対する学習意欲が向上し、情報処理技術者資格へ挑戦する学生及び生徒が増加する。これにより、教育機関の教育レベルの向上も期待できる。

(2) 高度なITスキルを持った人材の輩出に結びつく合格者数の増

午後試験が合格基準に達しているにもかかわらず、午前試験の結果のために不合格となっている受験生の負担を軽減し、合格者を増加させる。

(1) 及び (2) の目標を達成することにより、高度なITスキルを持った人材を輩出し、地元企業のIT化を進める上で大きな戦力となるであろう。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 県内企業のIT化の促進と競争力の向上

県内の職業別常用職業紹介状況（平成16年度、埼玉労働局調べ）によると、「情報処理技術者」の新規求人倍率は1.63倍で、専門的・技術的職業全体平均を上回っており、県内企業における情報処理技術者の需要は高い。

県内教育機関が確かな資格を持った人材を供給し、県内企業が最新技術の導入や経営革新を実現することで、その競争力を向上させることができる。

(2) IT人材の就業機会の増加による県民活力の向上

優れたITスキルを持った人材を多数輩出することにより、東京に集中しているIT関連企業の県内への立地を促進し、こうしたIT人材の就業機会を増加させ、県民活力の活性化を実現する。

8 特定事業の名称

1131（1143、1145）：修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1132（1144、1146）：修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 新IT推進アクションプラン

ア IT関連産業の育成

SKIPシティにおいて、中小企業の振興や創業・ベンチャーの支援を行う「産業技術総合センター」や、映像産業を核とした次世代産業の導入・集積を図る「彩の国ビジュアルプラザ」を活用し、IT関連産業の育成を進める。

また、本庄地方拠点都市地域において、早稲田大学を中心とする研究、開発機関の立地促進や多様で高度な都市機能・都市施設の集積を進め、「職・住・遊・学」の機能を備える地方拠点都市地域を形成する。

イ 就労支援

職業能力の開発として、高等技術専門校における職業訓練や（株）さいたまソフトウエアセンターにおける研修を行うほか、障害者在宅就労支援のためのパソコン訓練をNPOと連携して実施する。

また、彩の国仕事発見システムにより、インターネットを活用した求人求職活動の支援を行う。

ウ ITを活用した教育の推進

県立学校におけるインターネットなどを活用した学習を行うため、普通教室及び特別教室のパソコン整備を進める。

また、公立学校教員のIT活用能力を高め、あらゆる授業でのITを活用した指導が行えるよう、IT活用に対する教職員の研修を行うとともに、各学校におけるIT活用教育を推進するリーダーの養成などを行う。

(2) 産業振興施策

ア 「さいたま新都心」の整備

「さいたま新都心」は、国の機関やオフィスビルなど、高次の業務、商業、文化施設が集まり、首都機能の一翼を担っている。

また、誰もが安心して快適に活動できる都市の形成と、下水処理水の再利用や効率的な地域冷暖房システムなど、人と地球に優しいまちづくりを進める、埼玉の象徴である。

イ 創業・ベンチャー支援センターの設置

民間のアドバイザーチームが具体的、実践的なアドバイスを行い、創業を希望している県民やベンチャー企業のための総合窓口として支援を行っている。

(3) 大学、短大、私立高校との連携

ア 大学、短大との連携

県内にキャンパスのある51の大学・短期大学が参加し「埼玉県内大学連携研究会」を平成15年3月に設立した。「魅力ある大学づくり」と「活力ある地域づくり」を進めるため、実効ある連携事業を検討実施している。

イ 私立高校に対する支援

平成17年5月1日現在で、県内に55校（分校2校含む）の私立高等学校があり、このうち全日制高等学校の生徒数は53,159人で、県内全日制高校在学者の30%を占めている。

このように私立高校は、学校教育振興に重要な役割を占めており、県では、私学の自主性を尊重しながら、教育条件の維持向上、父母負担の軽減、経営の健全化を図るため、運営費補助を始めとする各種の助成策を講じている。

別紙 1 - 1

1 特定事業の名称

番号 1131 (1143、1145)

名称 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 修了認定に係る試験の提供者

日本C I W普及育成協議会 (J A C C)

(東京都千代田区鍛冶町1-5-7)

(2) 認定講座の運営者

学校法人中央情報学園 中央情報専門学校

(埼玉県新座市東北2-33-10)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

学校法人中央情報学園 中央情報専門学校 初級システムアドミニストレータ試験講座(C I W併用コース) 別紙1-1(10Aa-AD)のとおり

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(I P A)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

学校法人中央情報学園 中央情報専門学校

ア 民間資格を取得するための試験「C I Wファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I Wアソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある認定講座に7割以上出席した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と認める。

イ 有資格者に対し当該試験を実施し、J A C Cの定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

また、(3)ウの規定によりI P Aが提供する問題を使用して当該試験を実

施した場合は、IPAの定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験の実施日については、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が指定する。

イ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。

ウ 修了認定に係る試験の問題は、JACCが統一して作成したもののうち、IPAの審査を受け、適切であると認められたものに限り、これを使用する。

ただし、当該の審査によって適切であると認められなかった場合は、IPAが提供する問題を使用する。

エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。

ただし、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

オ 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者は、当該の試験結果に基づいて講座修了を認めた者の氏名及びその生年月日に関する情報と当該民間資格の取得を証する写しを併せて、IPAに通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：「CIWアソシエイト」

試験科目：「CIWファンデーション」

試験項目：次の表のとおり

出題分野	試験項目
A インターネットの概論	1 インターネット・コンセプト
	2 インターネット・インフラ
B インターネットの利用	1 Web コンセプト
	2 Web サービスの利用
	3 データ・リサーチ
C インターネットのメディア	1 オブジェクト・データ
D セキュリティの技術	1 セキュリティ・リテラシー
	2 セキュリティ・マネジメント
	3 セキュリティ・テクノロジー
	4 ファイアウォール

E eビジネスの設計	1 eコマース
	2 マネジメント・ナレッジ
F ネットワークの基礎	1 ネットワーク・コンセプト
	2 ネットワーク・アーキテクチャ
G ネットワークの設計	1 ネットワーク・コンポーネント
	2 ネットワーク・テクノロジー
H インターネットワーキング	1 インターネット・アーキテクチャ
	2 ネットワーク・デザイン
	3 ネットワーク・マネジメント
I インターネットサービスの構成	1 サービス・コンポーネント I
	2 サービス・コンポーネント II
	3 サービス・コンポーネント III
J システムの開発	1 サーバサイド・スクリプト
	2 データベース
K サイト開発の基礎	1 サイトデザイン・コンセプト
	2 HTML
L サイト開発の実践	1 HTMLコーディング I
	2 HTMLコーディング II
	3 HTMLコーディング III
	4 HTMLコーディング IV
M サイト開発の応用	1 ツールの使用
	2 拡張言語テクノロジー I
	3 拡張言語テクノロジー II

なお、当該試験は2001年6月より日本語で実施されている。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設を認められた教育機関等において、当該講座の修了を認められた者が、修了を認められた日から1年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合において、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである。

別紙 2 - 1

1 特定事業の名称

番号 1132 (1144、1146)

名称 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 修了認定に係る試験の提供者

日本C I W普及育成協議会 (J A C C)

(東京都千代田区鍛冶町1-5-7)

(2) 認定講座の運営者

学校法人中央情報学園 中央情報専門学校

(埼玉県新座市東北2-33-10)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

学校法人中央情報学園 中央情報専門学校 基本情報技術者試験講座(C I W併用コース) 別紙2-1(10Aa-FE)のとおり

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(I P A)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

学校法人中央情報学園 中央情報専門学校

ア 民間資格を取得するための試験「C I Wファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I Wアソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある認定講座に7割以上出席した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と認める。

イ 有資格者に対し当該試験を実施し、J A C Cの定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

また、(3)ウの規定によりI P Aが提供する問題を使用して当該試験を実施した場合は、I P Aの定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験の実施日については、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が指定する。

イ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。

ウ 修了認定に係る試験の問題は、J A C Cが統一して作成したもののうち、I P Aの審査を受け、適切であると認められたものに限り、これを使用する。

ただし、当該の審査によって適切であると認められなかった場合は、I P Aが提供する問題を使用する。

エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。

ただし、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

オ 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者は、当該の試験結果に基づいて講座修了を認めた者の氏名及びその生年月日に関する情報と当該民間資格の取得を証する写しを併せて、I P Aに通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：「C I Wアソシエイト」

試験科目：「C I Wファンデーション」

試験項目：次の表のとおり

出題分野	試験項目
A インターネットの概論	1 インターネット・コンセプト
	2 インターネット・インフラ
B インターネットの利用	1 W e b コンセプト
	2 W e b サービスの利用
	3 データ・リサーチ
C インターネットのメディア	1 オブジェクト・データ
D セキュリティの技術	1 セキュリティ・リテラシー
	2 セキュリティ・マネジメント
	3 セキュリティ・テクノロジー
	4 ファイアウォール
E e ビジネスの設計	1 e コマース
	2 マネジメント・ナレッジ

F ネットワークの基礎	1 ネットワーク・コンセプト
	2 ネットワーク・アーキテクチャ
G ネットワークの設計	1 ネットワーク・コンポーネント
	2 ネットワーク・テクノロジー
H インターネットワーキング	1 インターネット・アーキテクチャ
	2 ネットワーク・デザイン
	3 ネットワーク・マネジメント
I インターネットサービスの構成	1 サービス・コンポーネント I
	2 サービス・コンポーネント II
	3 サービス・コンポーネント III
J システムの開発	1 サーバサイド・スクリプト
	2 データベース
K サイト開発の基礎	1 サイトデザイン・コンセプト
	2 HTML
L サイト開発の実践	1 HTMLコーディング I
	2 HTMLコーディング II
	3 HTMLコーディング III
	4 HTMLコーディング IV
M サイト開発の応用	1 ツールの使用
	2 拡張言語テクノロジー I
	3 拡張言語テクノロジー II

なお、当該試験は2001年6月より日本語で実施されている。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設を認められた教育機関等において、当該講座の修了を認められた者が、修了を認められた日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合において、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通の基礎知識を免除するものである。

別紙 2 - 2

1 特定事業の名称

番号 1 1 3 2 (1 1 4 4、1 1 4 6)

名称 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 修了認定に係る試験の提供者

株式会社サーティファイ

(東京都中央区京橋 3 - 3 - 1 4 京橋 AKビル)

(2) 認定講座の運営者

ア 学校法人郷学舎 アルスコンピュータ専門学校
(埼玉県熊谷市鎌倉町 1 2 4)

イ 学校法人立志舎 東京 IT 会計法律専門学校 大宮校
(埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1 - 1 5 2 - 1)

ウ 学校法人東都学園 東都コンピュータ専門学校
(埼玉県さいたま市大宮区上小町 1 4 5 0 - 3)

エ 埼玉県立川口高等技術専門学校
(埼玉県川口市青木 4 - 4 - 2 2)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

ア 学校法人郷学舎 アルスコンピュータ専門学校
基本情報技術者試験講座 (B コース) 別紙 2 - 2 (12Rb-FE) のとおり

イ 学校法人立志舎 東京 IT 会計法律専門学校 大宮校
基本情報技術者講座② 別紙 2 - 2 (14Sb-FE) のとおり

ウ 学校法人東都学園 東都コンピュータ専門学校
基本情報技術者試験対策講座 (サーチファイ) 別紙 2 - 2 (14Tb-FE) のとおり

エ 埼玉県立川口高等技術専門校

F E 講座Ⅱ 別紙 2 - 2 (14Ua-FE) のとおり

(2) 修了認定の基準

ア 学校法人郷学舎 アルスコンピュータ専門学校

(ア) 民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(2級)」に合格した者又は「情報処理技術者能力認定試験(2級第1部科目)」に合格した者であって、当該講座において3分の2以上出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と認める。

(イ) 民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(2級)」に合格した者であって、平成18年4月から実施されている情報システム科システム開発コースの基本情報技術者試験講座を履修している者にあつては、情報システム科システム開発コースの基本情報技術者試験講座(Bコース)の履修科目と重なっている科目のうち履修済の科目については履修したものとみなし、未履修科目のみを当該講座において履修することにより、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と認める。

(ウ) 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

また、(3)ウの規定によりIPAが提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、IPAの定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

イ 学校法人立志舎 東京IT会計法律専門学校 大宮校

(ア) 民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(2級)」に合格した者又は「情報処理技術者能力認定試験(2級第1部科目)」に合格した者であって、当該講座において3分の2以上出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と認める。

(イ) 民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(2級)」に合格した者であって、平成18年4月から実施されているITビジネス学科の基本情報技術者講座を履修している者にあつては、基本情報技術者講座②の履修科目と重なっている科目のうち履修済の科目については履修したものとみなし、未履修科目のみを当該講座において履修することにより、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と認める。

(ウ) 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

また、(3)ウの規定によりIPAが提供する問題を使用して修了認定に

係る試験を実施した場合は、IPAの定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

ウ 学校法人東都学園 東都コンピュータ専門学校

(ア) 民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(2級)」に合格した者又は「情報処理技術者能力認定試験(2級第1部科目)」に合格した者であって、当該講座において70%以上出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と認める。

(イ) 民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(2級)」に合格した者であって、平成18年4月から実施されている情報テクノロジー科の基本情報技術者試験対策講座を履修している者にあつては、基本情報技術者試験対策講座(サーティファイ)の履修科目と重なっている科目のうち履修済の科目については履修したものとみなし、未履修科目のみを当該講座において履修することにより、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と認める。

(ウ) 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

また、(3)ウの規定によりIPAが提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、IPAの定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

エ 埼玉県立川口高等技術専門学校

(ア) 民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(2級)」に合格した者又は「情報処理技術者能力認定試験(2級第1部科目)」に合格した者であって、当該講座において8割以上出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と認める。

(イ) 民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(2級)」に合格した者であつて、平成19年4月から実施されている情報処理科のFE講座を履修している者にあつては、FE講座Ⅱの履修科目と重なっている科目のうち履修済の科目については履修したものとみなし、未履修科目のみを当該講座において履修することにより、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と認める。

(ウ) 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

また、(3)ウの規定によりIPAが提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、IPAの定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

- ア 修了認定に係る試験の実施日については、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が指定する。
- イ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。
- ウ 修了認定に係る試験の問題は、株式会社サーティファイが作成しIPAの審査によって認定された試験問題又はIPAが提供する試験問題を使用する。
- エ 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。
- オ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行う。当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：情報処理技術者能力認定試験(2級)

試験科目：情報処理技術者能力認定試験(2級第1部)

試験項目：次の表のとおり

サーティファイ(情報処理技術者能力認定試験)試験項目	
テクノロジー系	1 基礎理論
	1 基礎理論
	基礎変換、データ表現、演算と精度、論理演算など
	確率と統計、数値解析、数式処理、グラフ理論など
	符号理論、述語論理、オートマトン、計算量など
	伝送理論(伝送路、変調方式、誤り検出・訂正など)
	2 アルゴリズムとプログラミング
	データ構造(スタックとキュー、2分木、リストなど)
	流れ図の理解、アルゴリズム(整列、探索、併合など)
	プログラム構造、データ型など
	プログラム言語(種類と特徴など)
	2 コンピュータシステム
	3 コンピュータ構成要素
	コンピュータの構成、動作原理、プロセッサなど
	主記憶、キャッシュメモリ、半導体メモリなど
	補助記憶装置や媒体(種類と特徴、性能計算など)
	入出力インタフェース(種類と特徴など)
	入出力装置(種類と特徴、性能計算など)
	4 システム構成要素
	システムの利用形態、システム構成など
クライアントサーバシステム、RAIDなど	
システムの性能、信頼性、経済性など	
5 ソフトウェア	
オペレーティングシステム(タスク管理、記憶管理など)	

		ミドルウェア (API、ライブラリ、シェルなど)
		ファイルシステム (ディレクトリ、ファイル編成など)
		言語処理ツール (コンパイラ、リンカ、ローダなど)
		CASE、エミュレータ、シミュレータなど
	6	ハードウェア
		基本論理回路、組合せ回路など
	3	技術要素
	7	ヒューマンインタフェース
		GUI、帳票設計、画面設計、コード設計など
	8	マルチメディア
		オーサリングツール、JPEG、MPEG など
	9	データベース
		データベースのモデル、DBMS など
		データ分析、データベースの設計、データの正規化など
		データ操作、SQL など
		排他制御、障害回復、トランザクション管理など
		データウェアハウス、データマイニングなど
	10	ネットワーク
		インターネット (各種プロトコル、IP アドレスなど)
		LAN と WAN (トポロジ、回線、DSU、モデムなど)
		LAN のアクセス制御方式、LAN 間接続装置など
		OSI 基本参照モデル、HDLC、ネットワーク性能など
		ADSL、FTTH、CATV 回線、イントラネットなど
	11	セキュリティ
		暗号技術、認証技術、利用者確認など
		ウイルスの種類と特徴、ウイルス対策など
		不正アクセス、不正侵入、不正行為の種類と対策など
	4	開発技術
	12	システム開発技術
		業務分析と要件定義 (DFD、E-R 図、UML など)
		モジュール分割と独立性、オブジェクト指向など
		構造化プログラミング、コーディングなど
		テスト手法、レビュー手法、デバッグツールなど
	13	ソフトウェア開発管理技術
		ソフトウェア開発手法 (スパイラルモデルなど)
		SLCP、リバースエンジニアリングなど
マネジメント系	5	プロジェクトマネジメント
	14	プロジェクトマネジメント
		コスト見積り (ファンクションポイント法など)
		日程計画 (アローダイアグラムなど)
		進捗管理、品質管理、コスト管理など
	6	サービスマネジメント
	15	サービスマネジメント
		ITIL (サービスサポート、サービスデリバリーなど)
		コンピュータの運用・管理、システム移行など
ストラテジ系	7	システム戦略
	17	システム戦略
		業務プロセス (業務改善、BPR、SFA など)
	8	経営戦略
	19	経営戦略マネジメント
		経営戦略手法 (コアコンピタンス、PPM など)
		マーケティング理論、マーケティング手法など
		経営管理システム (CRM、SCM、ERP など)

9	21	ビジネスインダストリ
		ビジネスシステム (POS システム、EOS など)
		エンジニアリングシステム (CAD、CAM、MRP など)
		e-ビジネス (EC、EDI、RFID など)
	9 企業と法務	
	22	企業活動
		経営組織 (事業部制組織、CIO など)
		ヒューマンリソース (OJT、CDP、MBO など)
		経営管理と問題発見技法 (PDCA、KJ 法など)
		OR・IE (線形計画法、品質管理、在庫問題など)
	23	法務
		知的財産権 (著作権、産業財産権など)
		ガイドライン (ソフトウェア管理ガイドラインなど)
標準化団体 (JIS、ISO、IEEE など)		
各種コード (文字コード、QR コード、ISBN コードなど)		
補助単位 (T、G、M、k、ミリ、マイクロ、ナノ、ピコ)		

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設を認められた教育機関等において、当該講座の修了を認められた者が、修了を認められた日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合において、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通の基礎知識を免除するものである。